



# 関税分類について

財務省関税局  
関税分類調査官 甲斐田 洋希

# 項目

- I. 関税分類の世界統一
- II. 関税分類の原則
- III. HS委員会での個別分類事例
- IV. HS委員会における最近の取組み

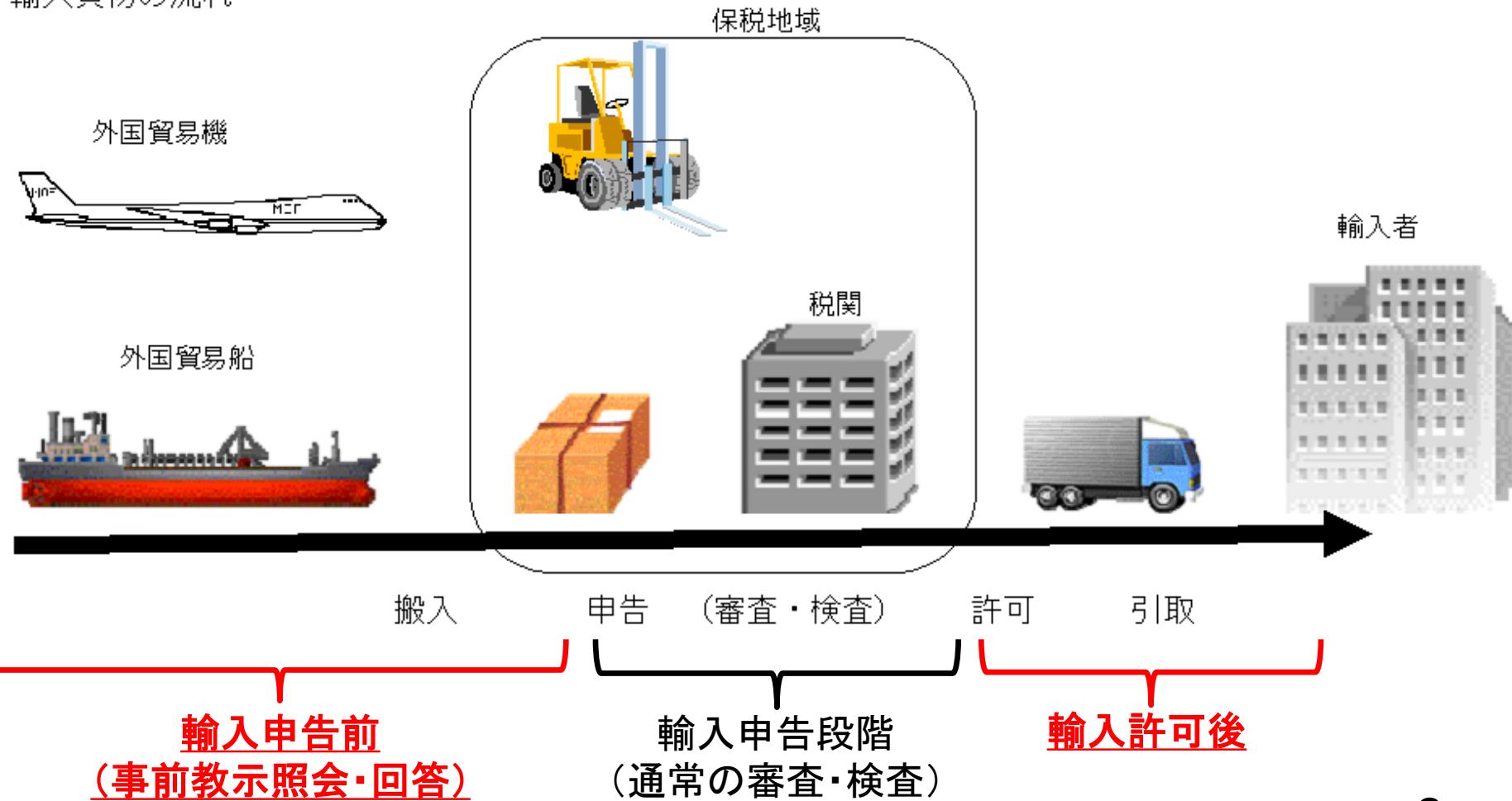
※文中の意見にわたる部分は、個人的見解であることを予めお断りします。

# I. 関税分類の世界統一

■ HSの導入

# 輸入貨物の品目分類(輸出は逆の流れ)

輸入貨物の流れ



必要な情報  
の所在

関税率表上の分類

課税標準

税率

税額

税表分類

4202.11-200

課税価格

原産地

関税評価

従価税率

税額

× 10%

0102.29-100

頭数

従量税率

税額

× 38,250円

# 関税分類

関税率表：課税対象である物品を物品の品名又は包括的表現によって、項目化、グループ化し、それぞれの項目ごとに関税率を設定した表である。

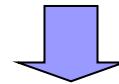
関税分類：具体的な貨物が関税率表のどの項目に当てはまるか、それが関税分類である。

# なぜ分類が必要か？

- 国境を跨いでさまざまな物品が取引されている
  - 生きている動物、肉、野菜、石油、書籍、衣類、工作機械、コンピューター、DVD、おもちゃ、骨董、水、電気、武器、廃棄物、覚せい剤……
- 国、国際機関、民間企業にとって、物品により異なる扱いが必要
  - 有税/無税、貿易統計の把握、原産地の決定、規制の対象か ……
- あらゆるものが世界中で一義的に分類される表が求められる ⇒ 品目表

# 品目表に求められること

- すべての物品を網羅し、かつ体系的であること
- 一つの物品は必ず一つのカテゴリーに分類されること
- 解釈が相違したとき、解決する仕組みを持っていること
- 國際的に広く利用されること
- 時代の変化に合わせてアップデートされること

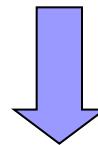


## HS

商品の名称及び分類についての統一システム  
(**H**armonized **C**ommodity **D**escription and **C**oding **S**ystem)

# HS誕生の背景

- HS以前 CCCN  
世界貿易の75%をカバー  
(米、加は使用せず)
- 真に国際的な品目表の作成を目指して  
1973年～1983年 作成作業  
1988年 HS条約発効



# HSとは何か？

- 体系的・統一的な分類システム
  - 関税率の設定
  - 国際貿易統計の編纂
- 世界税関機構(WCO)が作成
- 1988年1月1日実施
- 世界貿易の98%超※をカバー(200か国・地域以上が使用)  
(※)WCO事務局調べ
- 条約締約国 148(147か国・地域+EU)  
(2013年7月2日現在)

# 主要目的:国際貿易の容易化

## HS 導入前

- 主要貿易国間で異なる分類システムを使用
- 国際貿易の過程で一つの分類システムから他の分類システムへの再分類に要する費用と時間の無駄
- HS は、このような問題解決のため世界各国で受入可能な分類システムとして開発
- 世界貿易のほとんどすべてがHSを使用
- 国際貿易の世界共通言語

# 多目的な品目表

## 関税率の設定

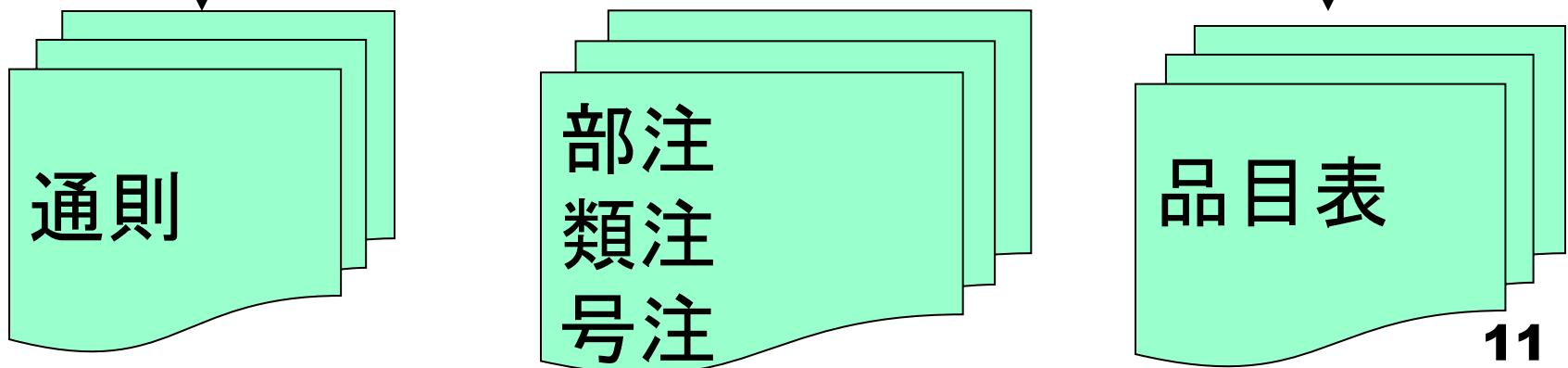
- 国際貿易統計の編纂
- 原産地の決定
- 貿易交渉 (例; WTO、EPA)
- 貿易制限物品のモニター (例; オゾン層破壊物質、麻薬、ワシントン条約該当物品等)
- セキュリティー確保の手段

# HS条約の構造

## 本文

- 前文
- 第1から20条

### 附属書「統一システム」



# HS条約第3条 締約国の義務

- 関税率表及び統計品目表をHSに適合
  - 全ての項及び号の使用
  - 通則並びに全ての部、類及び号の注の使用
  - HSの数字上の配列に従う
- HSに基づく輸出入貿易統計の公表
- HS6桁を超える細分の設定

# WCO・HS委員会(HSC)

- HS条約第6条に基づいて設立された委員会
- HS条約締約国によって構成  
(ICC等の国際機関もオブザーバ参加)
- 年2回、WCO本部で開催
- 関税分類の国際的統一のための活動(同第7条)
  - ◎ 個別商品に係る分類決定
  - ◎ HS条約の改正提案
  - ◎ HS条約の解釈のための解説書、意見書及びその他の助言の提案
  - ◎ HS条約の統一的解釈及び適用を可能にするための勧告の提案等、

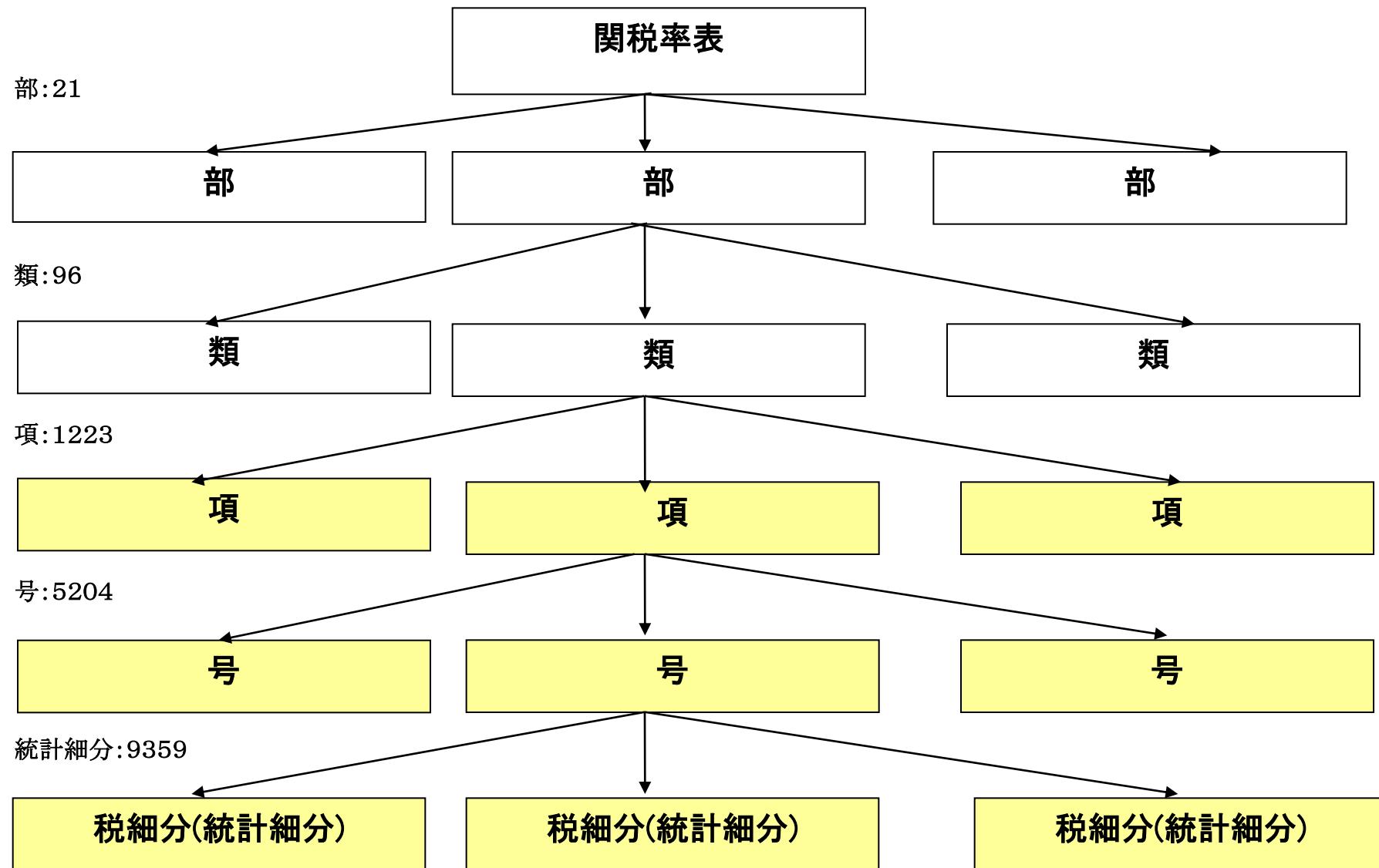
が主な役割

# HS 時代の変化に合わせて改正 …これまでのHS改正(5回)

- 1992年 解釈上の明確化のための修辞上の修正
- 1996年 オゾン層破壊物質、磁気カード等の明確化
- 2002年 デジタルカメラ、廃棄物等の明確化
- 2007年 マグロ、農薬、ハイテク関連機器等の明確化
- 2012年 特定の動植物(国連食糧農業機関(FAO)提案)、リチュームイオン蓄電池、バイオディーゼルの明確化、おむつ等の衛生用品

	1988年	1992年	1996年	2002年	2007年	2012年
項の数	1240	1240	1240	1243	1220	1223
号の数	5018	5017	5112	5223	5051	5204

# 我が国の関税率表の構造



HS

## HS(項・号)及び統計細分の構成

項番号: 最初の2桁は、類番号を示す。

3及び4番目の桁は、類の中の位置を示す。

号番号: 項は、更に2以上に分割されることがある。

統計細分: 号は、更に2以上に分割されることがある。

項	号	統計細分	品名
28.02	2802.00	2802.00-000	昇華硫黄、沈殿硫黄及びコロイド硫黄
28.04			水素、希ガスその他の非金属元素
	2804. 10	2804. 10-000	水素
	(2804. 2)		希ガス
	2804. 21	2804. 21-000	アルゴン
	2804. 29		その他のもの
		2804. 29-100	ヘリウム
		2804. 29-200	その他のもの

1段落ち

2段落ち

3段落ち

トップ > 貿易統計 > 輸入統計品目表(実行関税率表) > 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2013年4月版)

## 第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

#### 第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate									
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand
第I節 元素											
28.01	ふつ素、塩素、臭素及びよう素						無税	無税	無税	無税	無税
2801.10000	塩素	3%		2.5%	無税						
2801.20000	よう素	無税		(無税)							
2801.30000	ふつ素及び臭素	無税		(無税)							
28.02	昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税
2802.00000											
28.03	炭素(カーボンブラックその他の形態の炭素で、他の項に該当するものを除く。)	4.6%		3.9%	無税		無税	無税	無税	無税	無税
2803.00000											
28.04	水素、希ガスその他の非金属元素						無税	無税	無税	無税	無税
2804.10000	水素	3.9%		3.3%	無税						
	希ガス										
2804.21000	アルゴン	無税		(無税)							
2804.29	その他のもの	無税		(無税)							
100	- ヘリウム										
200	- その他のもの										
2804.30000	窒素	3.9%		3.3%	無税						
2804.40000	酸素	3.9%		3.3%	無税						
2804.50000	ほう素及びテルル	3.9%		3.3%	無税						

## II. 関税分類の原則

- 6桁までは、国際的な枠組みで決定

# 関税率表の解釈に関する通則

- 項レベル(4桁)の分類は、通則(GIR)の、1から4までで決定。
- 通則1(4桁の規定及びこれに関連する部注、類注並びに6桁の規定による。)
- 混合物の場合等、通則1で決定できない場合



# 優先項の決定方法

## ■ 通則3(a)

最も特殊な限定をして記載 > 一般的な記載  
(次頁の事例参照)

## ■ 通則3(b)

混合物、異なる材料から成る物品、セット…  
重要な特性を与えている材料／構成要素から成るものとして決定。

## ■ 通則3(c)

数字上の配列において最後となる項

## ■ 通則4

最も類似する項

# 事例1(予めHSで明記)

## 通則3(a) 最も特殊な限定をして記載している項

84. 67項

原動機を自蔵する  
手持工具

電気

かみそり



85. 09項

電動装置を自蔵する  
家庭用電気機器



85. 10項

電気かみそり

最も特殊な限定  
をした記載



## 事例2(予めHSで明記)

### ■自動車用の纖維製マット

纖維製床用敷物(第57. 03項)

VS

自動車の付属品(第87. 08項)



### ■自動車用のタイヤ

タイヤ(第40. 11項)※新品の場合

VS

自動車の部分品(第87. 08項)



### III. HS委員会での個別分類事例

- 通則の適用における見解の相違
  - 改善策としての条約改正

# 通則1 関税分類の大原則

- 部、類及び節の表題は単なる参考
- 物品の所属(項)は、項の規定及びこれに関係する部又は類の注の規定に従う。

(それで決められない場合)

- 項又は注において別段の定めがある場合を除き、通則2から通則5の原則に従って決定する。

- 通則3(b) 重要な特性を与えている材料・構成要素に注目
- 物品に重要な特性を与えている材料・構成要素から成るものとして所属を決定
- 重要な特性を与える材料・構成要素の決定基準  
客観的基準：容積、数量、重量、価格等  
抽象的基準：役割
- 通則3(c)  
数字上の配列において最後となる項

# 日本の誇る、ハイブリッド自動車(第一世代)



出典:トヨタ自動車75年史（プリウス1997年）

[http://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/leaping\\_forward\\_as\\_a\\_global\\_corporation/chapter4/section8/item1.html](http://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/leaping_forward_as_a_global_corporation/chapter4/section8/item1.html)

# ハイブリッド自動車(第一世代)の分類

ハイブリッド自動車(第一世代)：

- ・ エンジンとモーターを組み合わせたハイブリッド動力システムを有する自動車
- ・ エンジン1,497cc、モーター最大出力33 キロワット(45DIN 馬力)／1,040—5,600 回転
- ・ 精巧な制御装置によって、エンジンとモーターとが同時に作動

## ■ 87.03 乗用自動車

8703.10 雪上車、ゴルフカー等

8703.2 ガソリンエンジンのもの

8703.21-24(排気量による細分)

8703.3 ディーゼルエンジンのもの

8703.31-33(排気量による細分)

8703.90 その他のもの

# ハイブリッド自動車(第一世代)の分類

## ■ 87.03 乗用自動車

8703.10 雪上車、ゴルフカー等

8703.2 ガソリンエンジンのもの

8703.21-24(排気量による細分)

8703.3 ディーゼルエンジンのもの

8703.31-33(排気量による細分)

8703.90 その他のもの

分類意見:8703.22 -1(ハイブリットカー) 通則3(b)適用

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data2/87r.pdf>

# 日本の誇る、デジタル複合機



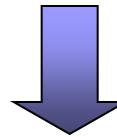
# デジタル複合機の分類問題

- デジタル複合機とは
- 世界を二分した分類紛争
- 最終的に、条約改正([2007HS](#))で解決

# Information Technology Agreement (ITA)

The Ministerial Declaration on Trade in Information Technology Products (ITA) was concluded by 29 participants at the Singapore Ministerial Conference in December 1996. The number of participants has grown to 70, representing about 97 per cent of world trade in information technology products. The ITA provides for participants to completely eliminate duties on IT products covered by the Agreement. Developing country participants have been granted extended periods for some products. (WTO ホームページより抜粋)

- ・97年7月発効、00年1月までにITA対象機器の関税を完全撤廃
- ・HSコード6桁(Attachment A)と記述(Attachment B)で対象製品を規定



ITA対象品目であるか否かはHS関税分類によって決定される。記述で規定される製品であっても、該当する関税分類コードの特定は避けられない。

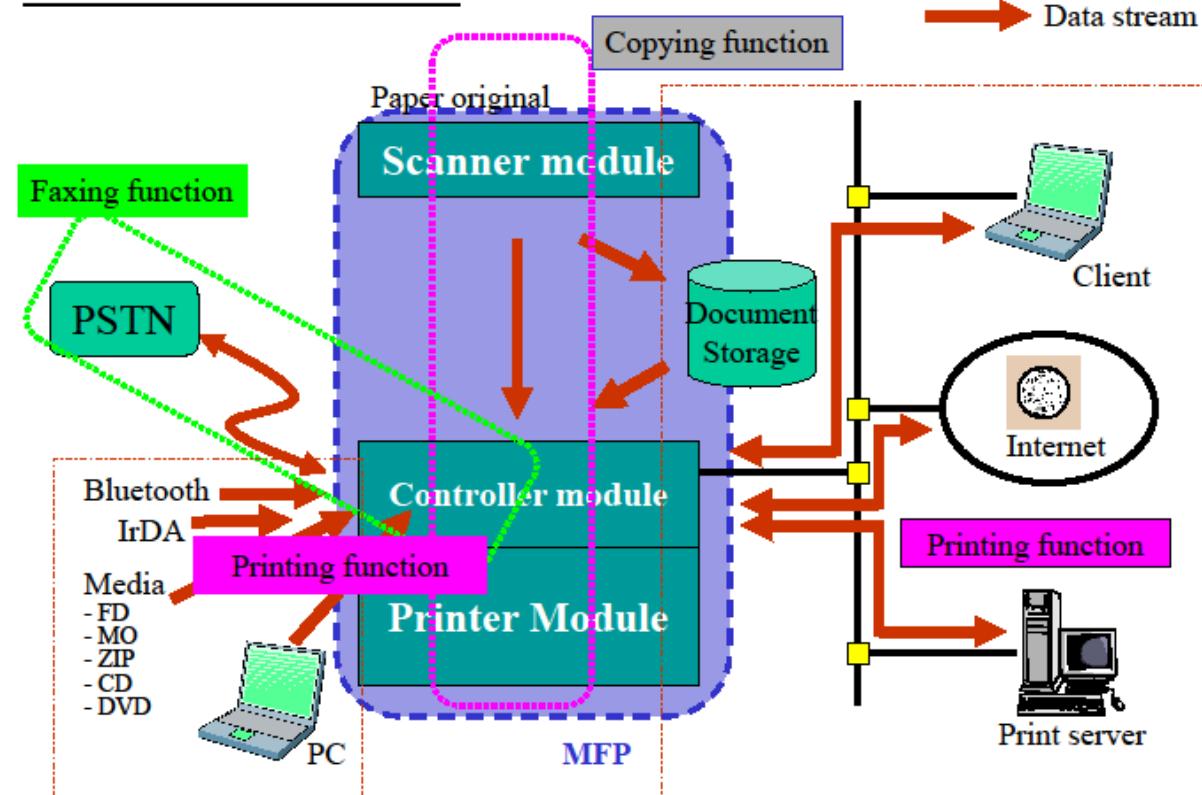
# デジタル複合機の分類問題(続き)

## レーザー複合機の外観と構成



Graphic representation of the Multifunction Printer (MFP)

Printer module is the base of MFP



複合機は多機能製品であり、同時に複合構成製品

# デジタル複合機の分類(HS上の争点)

## ■ 16部注3

2以上の機械を結合して1の**複合機械**を構成するもの及び2以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、**主たる機能**に基づいてその所属を決定する。

(当時のリーガルテキスト)

- 84.71 Automatic data processing machines and unit thereof; (略)  
8471.60-Input or output units, whether or not containing storage units  
in the same housing  
VS
- 90.09 Photocopying apparatus (略)  
-Electrostatic photocopying apparatus:  
9009.12--Operating by reproducing the original image via an  
intermediate onto the copy (indirect process)

# デジタル複合機の分類問題(続き)

## ITA品目(無税)

レーザープリンター

スキャナー

コンピュータ

レーザー

ファクシミリ

## 非ITA品目(有税)

(多機能、複合製品)

デジタル複合機

間接静電式  
複写機

その他の  
事務用機器

## デジタル複合機



(参考)WTO情報技術協定(ITA)

76か国・地域が参加し、半導体、コンピューター、通信機器等を対象とした関税撤廃を実施。

“ITAグレー品目”はITA加盟国によってITA品目か否か(有税・無税)取扱いが異なる  
⇒取扱いの違いはHS関税分類の解釈の違いが主原因

デジタル複合機の関税分類につき、各国の解釈が相違  
HS委員会において関税分類を議論(1998年～2003年)



二度にわたる投票と留保を経て、  
最終的に投票で引分け。

HS委員会は結論を出せずとして理事会に以下のとおり報告

**HS2007改訂で複合機の関税分類問題を解決する方向で議長裁定**

# デジタル複合機の分類問題(続き)

HS2007改訂(複合機/ファクシミリ/プリンター/複写機)

- ・複合機、プリンター、ファクシミリ及び複写機を1つのコードに纏めることにより、関税分類問題を解決。
- ・新関税分類は、財務省関税局主導で作成することに成功。
- ・HS改正に伴う解説書を関税局で作成し、解釈を統一。

## 《HS改訂内容のポイント》

デジタル複合機のために、コンピューター又はネットワークに接続可能な機械のコードを新設(第8443.31号)。  
**※この細分の新設は、ITA品目(無税)の対象を実質的に定義**



## 複合機の新関税分類発効による企業利益への貢献

関税分類でEUを支持したITA加盟国であるアイスランド、ノルウェー、ウクライナ、エジプト、インドが関税を撤廃。中国は10%関税を3%に低減、韓国も関税撤廃。ブラジル(ITA非加盟)もA3レーザー複合機、カラーレーザー複合機関税を撤廃。



## WTOパネルにおける勝訴

- EUは、WTOの情報技術協定に基づき、対象となる電機製品を無税とすべきところ、製品の多機能化・高度化を契機として関税を賦課。
- 我が国の関心品目である複合機については、2009年、約140億円の関税の過払いが発生。
- 2008年9月、我が国は、本件の関税賦課はWTO協定に違反するものとして、米国・台湾とともにWTOパネルの設置を要請後、2010年8月16日、同パネルの報告書が公表。内容は**我が国の全面勝訴**。

**ITAとHSは表裏一体の関係**

## IV. HS分類について最近の取組み

■ まとめとして

- ◆各國における適正・公平な關稅賦課のためには、世界各国が協調して輸出入貨物の適正な品目分類を行うことが必要。このため、WCO(世界稅關機構)において世界共通の品目表(HS品目表)が作成されており、技術進歩等を反映し5年に1回改正されている。しかし、近年は技術革新のスピードが速く、各國間の分類解釈の相違も発生。
- ◆先進的な技術を数多く用いる我が国の輸出產品について、各國間の分類解釈の相違が我が国産業界の利益・損害に直結するため、HS委員会での分類決定による適正化及び明確化が有益なツール。
- ◆また、将来國際競争力を持ちうる產品については、HS改正により戦略的な品目分類を打ち出すことも検討していく。

#### 例① 半導体製品(IGBTデバイス)についての分類解釈相違の解消

■IGBTデバイスは、電氣自動車や高速鉄道車両のインバーター(直流を交流に変換する装置)等に組み込んで使用される、我が国半導体産業の主要產品であるが、本邦輸出企業の製品について、輸入国が、第85.41項(關稅無税、半導体デバイス)から第85.35項(關稅率2.7%、スイッチ)への分類変更を実施。

IGBT  
デバイス

外観



■半導体の性格に変更がないこと、本邦輸出企業の競争力への影響も大きいことから、我が国から、WCO・HS委員会に本件分類問題を提起。

■産業界との意見交換による方針の策定、財務省(關稅局)を中心とした日本政府当局の積極的な交渉等により、HS委員会(24年9月)において、IGBTデバイスの85.41項(半導体デバイス)への分類が決定。

内部



■我が国提案で、第85.41項の解説書の改正が採択される(25年9月)。

#### 例② HS改正における戦略的な品目分類提案(ハイブリッド車等エコカー)

■現在、WCOでは2017年から適用開始するHS2017改正を検討中であるが、我が国から、産業界との意見交換に基づき、ハイブリッド車等エコカーの細分新設を改正項目として選定し、提案(11月に最終検討)。

■現在、自動車は搭載原動機の種類によって分類されているところ、エコカーを軸に環境に配慮した品目に係る細分の新設や、ハイテク分野でのHS見直しなど、HSは、将来的に、戦略的な政策を打ち出すツールとなり得る。

## まとめとして(HS委員会の本質的機能)

- HS委員会において、個別分類を決定(7条1)
  - ⇒分類決定による先例の集積
  - ⇒HSの一貫性・客観性が維持可能
  - ⇒解説、分類意見の作成(範囲の明確化)
    - 我が国では、関税率表解説、国際分類例規(通達)
    - ⇒必要に応じ、条約改正による、関税率の改正も可能ならしめている

ご清聴ありがとうございました。

(分類関係の情報が必要な場合、アクセスください)

税関ホームページ(<http://www.customs.go.jp>)

代表的なもの

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

[http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei\\_index.htm](http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm)

<http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunrui/index.htm>